

合併協議会だより

2号

2003年
10月発行

編集・発行／高松市・塩江町合併協議会事務局



ピカちゃん



こんにちは ありがとう

合併協議会の第2回会議から第4回会議が
開催され、合併協議にかかる基本項目が承認
されました。

★合併の方式

香川県塩江町を廃止し、その区域を高松市に編入

★行政制度等の調整方針

高松市の行政制度等に統一することとし、塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう必要かつ適正な配慮をして調整

★建設計画の策定方針

- | | |
|------|---|
| 構成 | 合併後の市を建設していくための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成 |
| 対象区域 | 原則として塩江町地域（両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。） |
| 計画期間 | 合併後おおむね10年間 |

合併協議
の基本項目
を承認!

第2回会議の概要

7月24日(木)に、合併協議会第2回会議が高松市役所で開催されました。
会議の概要は、次のとおりです。

■報告事項

次の事項について報告されました。

報告第3号〜第6号

- ・ 幹事会の幹事長、副幹事長の互選結果について
- ・ 監査委員の委嘱について
- ・ 高松市・塩江町合併協議会だよりの発行について
- ・ 高松市・塩江町合併協議会ホームページの開設について

■協議事項

議案第8号・第9号は、原案のとおり決定され、協議第1号から第4号までが、原案どおり確認されました。

議案第8号

合併協定項目について

- ・ 別表2(4ページ参照)のとおり決定されました。

議案第9号
合併協定項目の協議方針について
基本方針
これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行う。

基本原則

- (1) 一体性確保の原則
合併後における速やかな一体性の確保を図る。
- (2) 住民福祉向上の原則
住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- (3) 負担公平の原則
負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- (4) 健全な財政運営の原則
合併後における健全な財政運営に資する。
- (5) 行政改革推進の原則
行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努める。

協議第1号

合併の方式について

- ・ 塩江町を高松市に編入する。

行政制度等の調整方法

(別表1)

両市町共にあり、同水準のもの

高松市の制度等に統一する。
両市町の住民サービス・負担に変化なし

両市町共にあるが、水準が異なるもの

高松市の制度等に統一する。
ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行う。

塩江町の住民サービスが低下する場合や住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。

高松市にあって、塩江町にはない場合

高松市の制度等を適用する。
ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

塩江町の住民負担が重くなる場合は、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。

高松市にはなく、塩江町にある場合

制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。
調整に当たっては、塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることなどについて検討する。

協議第2号
合併の期日について
・ 合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。(今後の協議の進捗よく状況を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案。)

協議第3号

市の名称について

- ・ 市の名称は、高松市とする。

協議第4号

市の事務所の位置について

- ・ 市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号(現高松市役所の位置)とする。

第3回会議の概要

8月20日(水)に、合併協議会第3回会議が高松市役所で開催されました。
会議の概要は、次のとおりです。

■協議事項

議案第10号・第11号が、原案のとおり決定されました。

議案第10号

行政制度等の調整方針について

住民サービスや住民負担を規定している、各種制度、補助金、使料・手数料などの行政制度等

について、その調整方針を明らかにするとともに、事務的整理を行う指針とするため、2ページの別表1のとおり行政制度等の調整方法を定めました。

議案第11号

建設計画の策定方針について

・建設計画の策定方針が定められました。

策定方針

(1)趣旨

両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2)構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3)期間

合併後、おおむね10年間とする。

(4)区域

原則として塩江町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。



(5)策定上の留意事項

- ①基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- ②対象事業については、塩江町第2次振興計画及び新・高松市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急性・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとする。
- ③公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとする。
- ④ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。
- ⑤財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策

定するものとする。

第4回会議の概要

9月26日(金)に、合併協議会第4回会議が塩江町役場で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

■協議事項

議案第12号が、原案のとおり決定され、また、協議第5号から第7号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとしています。

議案第12号

各種事務事業の取扱いにおける事務事業項目について

別表3(4ページ参照)のとおり事務事業項目を定めました。

協議第5号(第7号)

・町名・字名の取扱いについて

- ・町の区域 大字の区域
- ・町の名称 次のとおり

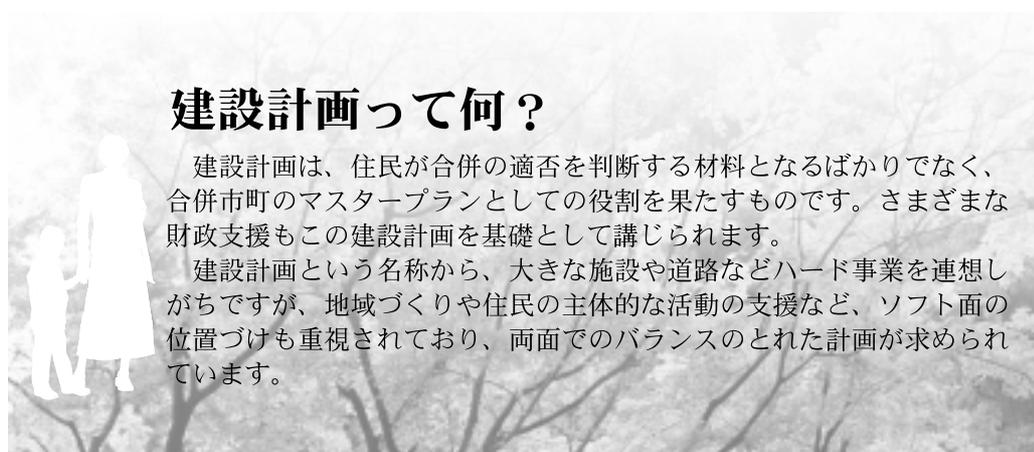
- 塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号

- 例 高松市塩江町上西甲〇番地〇
- ・慣行の取扱いについて
 - ・特別職の職員の身分の取扱いについて

建設計画って何？

建設計画は、住民が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。さまざまな財政支援もこの建設計画を基礎として講じられます。

建設計画という名称から、大きな施設や道路などハード事業を連想しがちですが、地域づくりや住民の主体的な活動の支援など、ソフト面の位置づけも重視されており、両面でのバランスのとれた計画が求められています。



別表2

合併協定項目

1	基本的な協議事項
1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2	合併特例法に定める協議事項
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3	その他協議事項
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い（内訳 別表3）
4	建設計画に係る協議事項
25	建設計画

別表3

24	各種事務事業の取扱い
1	都市提携
2	電算システム事業
3	広聴広報事業
4	人権啓発事業
5	コミュニティ施策
6	障害者福祉事業
7	高齢者福祉事業
8	生活保護事業
9	児童福祉事業
10	その他の福祉事業
11	保健衛生事業
12	病院事業
13	環境対策事業
14	商工・観光関係事業
15	農林水産関係事業
16	建設関係事業
17	交通関係事業
18	上水道事業
19	下水道事業
20	消防防災関係事業
21	学校教育事業
22	社会教育事業
23	文化振興事業
24	その他の事業

合併協議会第5回会議のお知らせ

日時 平成15年11月10日(月) 午後2時～
場所 高松市役所 13階 大会議室

■合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付し、傍聴証をお渡しします。傍聴の定員は50名以内。（ただし、会場の都合などで傍聴人数の制限をさせていただく場合もあります。）

■会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、塩江町役場で会議資料や会議録を御覧いただけます。

編集 発行

高松市・塩江町合併協議会事務局
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所4F
TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125
URL <http://www.takamatsu-shionoe.jp>
E-mail : T8046@city.takamatsu.lg.jp

御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。